

「泉佐野市犯罪被害者等支援条例」ができました

多くの方は、犯罪被害について「自分には関係ない」「自分には起きるはずがない」などと考えてしまいがちです。しかし、ある日突然、犯罪や事故に巻き込まれ、命を奪われたり負傷してしまうことが、誰にでも起こりえます。犯罪被害者等の多くは、十分な支援を受けられず、社会において孤立するケースがあります。

泉佐野市では犯罪被害者等が受けた被害の回復と軽減を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、令和5年1月1日「泉佐野市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

◆基本理念（条例第3条）

- ① 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行わなければならない。
- ② 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行わなければならない。
- ③ 犯罪被害者等の支援は、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

◆市民の責務（条例第5条）

市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

◆事業者の責務（条例第6条）

事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

★犯罪被害者等を支え合う地域社会の実現のため、市民・事業者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

問合せ先 泉佐野市役所 市民協働部 人権推進課
Tel 072-463-1212（内線2491・2492）